

令和3年11月19日
生涯学習課青少年教育係
内線：4668

群馬県立妙義青少年自然の家の施設廃止について

1 方針案

妙義青少年自然の家について、県有施設として令和4年3月31日をもって廃止することとしたい。

2 廃止の理由

- ・令和3年3月、県有施設のあり方見直し最終報告(※)において、群馬県立妙義青少年自然の家の令和3年度末における施設廃止が示された。

(※)○県有施設としての必要性

：多額の改修費用をかけてまで、維持する必要性は低い。

○見直しの方向性

：令和3年度限りで施設を廃止する。

廃止後の施設の利活用について、富岡市と協議しながら検討を進める。

- ・上記、最終報告を受け、県有施設としては、廃止をする。

3 今後の対応

○施設の廃止

- ・施設の廃止に係る条例改正：令和3年第3回後期定例県議会に上程

条例名：「群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

○今後の利活用

- ・サウンディング型市場調査を実施した結果等を踏まえて、引き続き利活用方針について検討する。